三　搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。）	(一)　搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあっては、次に掲げる式（Zは、出力端子の定格出力インピーダンス（単位オーム）とする。以下同じ。）によるAの値以上Bの値以下 A＝49＋10log10（Z／75） B＝81＋10log10（Z／75） (二)　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 A＝57＋10log10（Z／75） B＝81＋10log10（Z／75）
四　搬送波のレベルの変動（交流電源に起因する電磁波によるものを除く。以下同じ。）	一分間において、三デシベル以内
五　有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波のレベルとの差	(一)　搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあっては、（一）二六デシベル以下 (二)　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、（一）三四デシベル以下
六　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差（搬送波のレベルを減数として求められる値とする。以下この表の次の項及び八の項並びに次項において同じ。）	一〇デシベル以内
七　搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第四において同じ。）のレベルとの差	(一)　三次相互変調（三の周波数又は一の周波数の二倍の周波数と他の周波数の組合せによって生ずる相互変調（二以上の搬送波を一の増幅器で同時に増幅する場合において、増幅器の特性の非直線性により、電磁波が発生する現象をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）による妨害波の場合にあっては、別図第四で示す値以下 (二)　単一周波数による妨害波の場合にあっては、当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅において、次のとおりであること。 イ　搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあっては、（一）二六デシベル以下 ロ　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、（一）三四デシベル以下
八　搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第五において同じ。）による電磁波のレベルとの差	別図第五で示す値以下
九　交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度	次に掲げる式による値が（一）三〇デシベル以下 $20\log_{10}[(a-b)/a]$デシベル aは、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。

十　その他の妨害波及びひずみ（いずれも映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。）	2　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。 一　保安装置（有線電気通信設備令施行規則（昭和四十六年郵政省令第二号）第十九条第一項各号に規定するところにより設置される保安装置をいう。以下同じ。）又は受信用光伝送装置の出力端子
ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）	一分間において、三デシベル以内
一　搬送波のレベルの変動	（一）二六デシベル以下
二　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）四五デシベル以下
三　搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）四五デシベル以下

区別	条件
一　総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）二八デシベル以下
二　搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	（一）四五デシベル以下

二　受信用光伝送装置の入力

第十三条　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。以下同じ。）と受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等（九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用するものに限る。）とが隣接して同時に行われる場合における搬送波（受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっているものについては、映像信号搬送波とする。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　デジタル有線テレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数と映像信号搬送波の周波数の間隔は、映像信号搬送波の下側にあっては四・二二七メガヘルツ以上、上側にあっては七・七二七メガヘルツ以上であること。